

報 告 事 項

令 和 8 年 9 月 定 例 会

令和 8 年 9 月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
35	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5
36	和解に関する専決処分について	9

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 18 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年8月20日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和8年3月1日午後2時30分頃

(2) 場所

岡崎市高隆寺町字峠地内

(3) 内容

岡崎市が設置する岡崎中央総合公園総合体育館武道館において、相手方が代表を務める団体が主催する空手の競技大会の実施中、武道館天井の強化ガラスが落下し、武道館の利用ができなくなったことにより、その後の競技大会を中止せざるを得なくなった。

2 損害賠償額

138,534円

3 和解条項

- (1) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故により相手方が被った損害に係る一切の賠償として、金138,534円の支払義務があることを認める。
- (2) 岡崎市は、(1)の金員を、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (3) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方との間に本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月18日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解に関するることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年9月14日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和8年6月6日午前10時20分頃

(2) 場所

岡崎市欠町字野添地内

(3) 内容

岡崎市職員が、店舗で業務に必要な物品を購入した後、帰庁するため、岡崎市所有自動車で市道伝馬町線を東進中、一時停止した車両を避けようとして左車線から車線変更した相手方所有自動車の右前部が岡崎市所有自動車の左後部に接触し、岡崎市所有自動車の後部バンパー、左テールランプ等が損傷した。

2 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、岡崎市に金344,691円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市10パーセント、相手方90パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市と相手方は、本件事故による損害賠償債務として、相手方は、岡崎市に対し、金310,222円の支払義務があることを相互に確認する。
- (4) 相手方は、岡崎市に対し、(3)の金員を、岡崎市の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。